

立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例（平成26年富山県条例第46号）

立山は、古来、信仰の対象とされ、古人が歌に詠んだその雄大で美しい姿は、県民にとってふるさと富山県を象徴する風景である。

富山県は、全国に先駆けてバス以外の車両の乗入れを規制するとともに、高山植物その他の植生の保全、ライチョウの生息環境の保護、ごみの持ち帰り運動など立山の自然環境を守るための活動を続けてきた。

今日、立山の自然環境や景観は、国際的にも高く評価され、国内外から多くの人々が訪れている一方で、バスの排出ガスが植生等に影響を及ぼしており、来春の北陸新幹線開業後の観光の動向等を踏まえると、このままでは自然環境や景観が損なわれるおそれ大きい。

一度損なわれると回復することが困難な立山の自然環境や景観を、県民のみならず全国民にとってもかけがえのない財産として、将来にわたって保全し、それらの持続可能な利用を図っていくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、立山有料道路等において運行されるバスから排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出を抑制し、これらによる自然環境への負荷の軽減を図るためバスの運行に関し必要な規制を行うことにより、立山の貴重な自然環境及び優れた景観の保全並びに適正な利用の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 立山有料道路等 県道富山立山公園線のうち、中新川郡立山町の立山有料道路桂台料金所から同県道の終点までの区間の道路をいう。
- (2) バス バス事業（道路運送法（昭和26年法律第 183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。次号において同じ。）の用に供される乗車定員11人以上の自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第 185号）第3条に規定する普通自動車及び小型自動車に限る。）をいう。
- (3) バス事業者 バス事業を経営する者をいう。

(排出基準不適合車の運行禁止)

第3条 バス事業者は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準（第5条において単に「排出基準」という。）に適合しないバスを立山有料道路等において運行し、又は運行させてはならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該バスを緊急に運行し、又は運行させる必要がある場合は、この限りでない。

(猶予期間)

第4条 前条の規定は、バスが初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日から起算して17年を経過する日までの間は、当該バスについて適用しない。

(勧告等)

第5条 知事は、排出基準に適合しないバスが立山有料道路等において運行されていると認めるときは、当該バスを使用するバス事業者に対し、排出基準に適合しないバスを立山有料道路等において運行し、又は運行させないように指導し、又は勧告することができる。

(報告徴収及び立入調査)

第6条 知事は、第3条から前条までの規定の施行に必要な限度において、バス事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、バスに立ち入り、道路運送車両法による自動車検査証その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収等に関する勧告)

第7条 知事は、バス事業者が前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと

きは、当該バス事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第8条 知事は、第5条又は前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適切な運転及び必要な整備)

第9条 立山有料道路等においてバスを運転する者及び使用するバス事業者は、当該バスから窒素酸化物及び粒子状物質をみだりに排出させないように適切な運転及び必要な整備を行うよう努めなければならない。

2 知事は、立山有料道路等においてバスが不適切に運転され、又は必要な整備が行われていないバスが運行されることにより窒素酸化物又は粒子状物質がみだりに排出されていると認めるときは、当該バスを運転する者又は使用するバス事業者に対し、適切な運転、必要な整備その他の措置を講ずるよう指導することができる。

(バス事業者への支援)

第10条 県は、バス事業者が行う立山有料道路等において運行されるバスから排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出量の抑制を図る取組に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第11条 知事は、毎年、この条例の規定に基づく指導、勧告等の実施状況を公表するものとする。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。